

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

放課後等デイサービス

空（スカイ）

スカイ2（第1単位・第2単位）

1. 総則

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 平常時の衛生管理

(1) 施設内の衛生管理

環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等について、次の通り定める。

ア 環境の整備

施設内の環境の清潔を保つため、以下の事項について徹底する。

- (1) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃を行うこと。
- (2) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。
- (3) 床に目視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着しているときは、手袋を着用し、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃して乾燥させること。
- (4) トイレなど、利用者が触れた設備（ドアノブ、取手など）は、消毒用の薬品で清拭し、消毒を行うこと。
- (5) 玩具、遊具、教材等、使用頻度に応じて清潔を保つ。水洗い、日光消毒、アルコール消毒、煮沸等、対象物に応じ洗浄、消毒し乾燥させる。

イ 排泄物の処理

排泄物の処理については、以下の2点を徹底すること。

- (1) 利用者の排泄物・吐しゃ物を処理する際には、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、消毒すること。
- (2) 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行うこと。

ウ 血液・体液の処理

職員への感染を防ぐため、利用者の血液など体液の取り扱いについては以下の事項を徹底すること。

- (1) 血液等の汚染物が付着している場合は、手袋を着用してまず清拭除去した上で、適切な消毒液を用いて清拭消毒すること。なお、清拭消毒前に、まず汚染病原体量を極力減少させておくことが清拭消毒の効果を高めることになるので注意すること。
- (2) 化膿した患部に使ったガーゼや使い捨て手袋などは、他のごみと別のビニール袋に密封して、直接触れないように感染性廃棄物とし、分別処理をする。

(2) 日常のケアにかかる感染対策

標準的な予防策

(1) 適切な手洗い

(2) 適切な防護用具の使用

- ① 手袋
- ② マスク
- ③ エプロン

(3) 具体的な対策

- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れるとき
- ・ 傷や創傷皮膚に触れるとき ⇒手袋を着用し、手袋を外したときには、石鹸と流水により手洗いをすること
- ・ 血液・体液・分泌物・排泄物（便）などに触れたとき ⇒ 手洗いをし、必ず手指消毒をすること

① 手洗いについて

(ア) 手洗い：汚れがあるときは、普通の石けんと流水で手指を洗浄すること

(イ) 手指消毒：感染している利用者や、感染しやすい状態にある利用者のケアをするときは、洗浄消毒薬で洗うこと

<手洗いにおける注意事項>

- ① 手を洗うときは、時計や指輪をはずす。
- ② 爪は短く切っておく。
- ③ 洗いが雑になりやすい部位は注意して洗う。
- ④ 使い捨てのペーパータオルを使用する。
- ⑤ 水道栓の開閉は、手首、肘などで行う。
- ⑥ 水道栓は洗った手で止めるのではなく、手を拭いたペーパータオルで止める。
- ⑦ 手洗い後は手を完全に乾燥させること。

(ア) 手洗い、手指消毒は次の場合も行う

- ① 出先から帰った時
- ② トイレの後
- ③ 食事の前

(イ) 日常の観察

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者が施設到着後に検温し、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察する。

2. 職員の健康管理

ア 職員は年1回健康診断をうける。

イ インフルエンザワクチン等の予防接種をうける。(任意)

ウ 下痢や発熱、風邪症状をきたしたら申し出る。

エ 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治までは適切な処置を講じる。

4. 感染症発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無について**理事長に報告し、所轄の保健所に報告、指示を仰ぐ。**

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

職員

(ア) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

(イ) 医師や看護師等の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行うこと。

管理者

委託医師や保健所に相談し、技術的な応援を依頼したり、指示をうけたりすること。

(3) 新しい特定感染症発生時の対応

新しい特定感染症が発生した場合は、県の担当部署などからの連絡を元に国や行政の指針を早急に職員に共有・周知することに努める。

三重県 HP 感染症専用ページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci400000230.htm>

附則 このマニュアルは、平成29年12月1日から施行する。
令和年4月1日改訂（『4. 感染症発生時の対応』に追記）